

第175期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

お土産の配布を取りやめさせていただいており
ます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第175期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役7名選任の件	8
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	16
第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	22
添付書類	
事業報告	39
連結計算書類	63
計算書類	65
監査報告	67
株主総会会場ご案内図	

澁澤倉庫株式会社

証券コード 9304

株主の皆様へ

(証券コード：9304)

2022年6月7日

東京都江東区永代二丁目37番28号

澁澤倉庫株式会社

取締役社長 **大隅 毅**

第175期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第175期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使につきましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 8階ホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- 3 目的事項 報告事項**
- 第175期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第175期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
 - 第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

（株主様へのお願い）

- ・今後、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/>)において、お知らせいたします。
- ・ソーシャルディスタンスを確保するなど会場における感染リスクを最小化する観点から、ご準備する株主席数は44席にとどまりますので予めご了承ください。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、株主様のためにアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

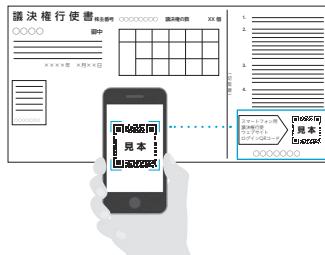
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.shibusawa.co.jp/ir/stock/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

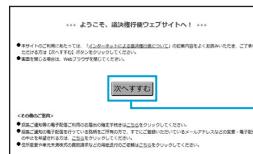
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元に努めてまいります。

第175期期末配当につきましては、この基本方針に基づき、当期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりとさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 40円 といたしたく存じます。 この場合の配当総額は 608,186,000円 となります。 これにより、当社普通株式1株当たりの年間配当は、中間配当（1株につき30円）と合わせまして 70円 となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日といたしたく存じます。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="158 278 763 344">第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="170 356 763 583">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="390 595 530 621"><新 設></p> <p data-bbox="390 954 530 979"><新 設></p>	<p data-bbox="1010 278 1150 303"><削 除></p> <p data-bbox="783 595 1059 621">第16条 (電子提供措置等)</p> <p data-bbox="795 636 1384 742">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="783 757 1384 901">2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="1010 954 1105 979">附 則</p> <p data-bbox="783 994 1384 1138">1.変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</p> <p data-bbox="783 1153 1384 1259">2.前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="783 1274 1384 1380">3.本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員は、任期満了となります。これに伴い、取締役会のガバナンス機能をより充実させるため、社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	おおすみ 大隅 たいし 毅 再任	取締役社長兼社長執行役員、 物流営業部門管掌	19回/19回
2	かしはら 柏原 はるき 治樹 再任	取締役副社長兼副社長執行役員、 管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当	19回/19回
3	くらたに 倉谷 のぶゆき 伸之 再任	取締役兼常務執行役員、 不動産営業部門管掌、 物流営業部門副担当	19回/19回
4	おおはし 大橋 たいし 武 再任	取締役兼常務執行役員、 物流営業部門管掌役員補佐、 営業開発部長兼イノベーション推進室長	15回/15回
5	まつもと 松本 しんや 伸也 再任 社外 独立役員	取締役	15回/19回
6	ちからいし 力石 こういち 晃一 新任 社外 独立役員	—	—
7	やまだ 山田 なつこ 夏子 新任 社外 独立役員	—	—

候補者番号

1

おおすみ

大隅

たけし

毅

再任

[1964年8月22日生] 所有する当社株式の数：6,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2012年 4月 執行役員管理本部総合企画部長
2013年 6月 上級執行役員管理本部総合企画部長
2014年10月 上級執行役員営業開発部長兼総合企画部長
2015年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌
2017年 6月 取締役社長兼社長執行役員、物流営業部門管掌（現任）

取締役候補者とした理由

大隅毅氏は、国内外の物流実務における豊富な経験を活かし、東日本営業部長を務めたのち、総合企画部長として当社グループの経営企画業務全般に携わり、2015年に取締役就任以来、物流営業部門全般を管掌し、2017年から社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者となりました。

候補者番号

2

かしはら
柏原

はるき
治樹

再任

[1953年2月17日生] 所有する当社株式の数：9,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年 4月 (株)第一勧業銀行（現・(株)みずほ銀行）入行
- 2004年 4月 (株)みずほ銀行執行役員丸之内支店長
- 2005年 6月 みずほ信用保証(株)代表取締役社長
- 2008年 6月 当社ロジスティクス営業本部顧問
- 2008年10月 執行役員ロジスティクス営業本部本部長補佐営業開発担当
- 2009年 6月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（東日本担当）兼開発営業担当
- 2010年 4月 常務取締役上席執行役員ロジスティクス営業本部副本部長（国内担当）兼広域営業部長
- 2011年 7月 常務取締役上席執行役員管理本部長
- 2012年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長
- 2013年 6月 取締役兼常務執行役員管理本部長、コンプライアンス・内部統制担当
- 2014年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
- 2015年 6月 取締役兼専務執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
- 2017年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制担当
- 2018年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、不動産営業・管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当
- 2019年 6月 取締役副社長兼副社長執行役員、管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当（現任）

取締役候補者とした理由

柏原治樹氏は、金融機関の執行役員として支店長を経験し、子会社の信用保証会社の社長を務めたのち、2009年に当社取締役就任以来、広域営業部長、管理本部長を経て、不動産営業・管理部門管掌、コンプライアンス・内部統制を担当し、2017年から副社長を務めており、経営者としての豊富な経験と経営全般に関する幅広い知見を有していることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

3

くらたに

倉谷

のぶゆき

伸之

再任

[1962年12月24日生] 所有する当社株式の数：3,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 (株)第一勧業銀行（現・(株)みずほ銀行）入行
- 2016年 4月 (株)みずほ銀行執行役員銀座通支店長
- 2018年 4月 同行理事
- 2018年 6月 当社顧問
- 2018年 6月 上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐
- 2019年 6月 取締役兼常務執行役員、不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当（現任）

取締役候補者とした理由

倉谷伸之氏は、金融機関の部長、執行役員支店長を歴任し、2018年から当社の上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐として、主に営業開発を担当。2019年に取締役就任以来、常務執行役員として不動産営業部門を管掌するほか、物流営業部門を担当しており、金融機関での豊富な経験と知識が当社の経営に活かされていることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

4

おおはし

大橋

たけし

武

再任

[1964年5月10日生] 所有する当社株式の数：2,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当社入社
- 2016年 9月 営業開発部長
- 2018年 6月 執行役員営業開発部長
- 2019年 6月 上級執行役員営業開発部長
- 2021年 6月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長
- 2022年 4月 取締役兼常務執行役員、物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長兼イノベーション推進室長（現任）

取締役候補者とした理由

大橋武氏は、倉庫および港湾運送事業の経験が深く、営業開発部長として新規事業の獲得や新たな業態の導入を進めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有し、2021年に取締役に就任以来、物流営業部門を担当するほか、本年4月からは新設のイノベーション推進室長を兼務し、物流業務のプロセス変革を推進するなどしていることから、引き続き取締役の候補者といたしました。

候補者番号

5

まつもと

松本

しんや

伸也

再任

社外

独立役員

[1959年8月12日生] 所有する当社株式の数：600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
- 1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所
- 1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー
- 2001年 6月 (株)インプレス（現・(株)インプレスホールディングス）社外監査役（現任）
- 2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員
- 2007年 6月 当社取締役（現任）
- 2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現任）
- 2013年 6月 大平洋金属(株)社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本伸也氏は、過去に社外役員になる以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として多くの企業の法律問題に携わっており、同氏が有するガバナンスおよびコンプライアンス等に関する高度な知見が、当社のより透明性・健全性の高い経営体制の確立等に活かされていることから、引き続き社外取締役の候補者といたしました。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うことを期待しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

候補者番号

6

ちからいし

カ石

こういち

晃一

新任

社外

独立役員

[1957年4月19日生] 所有する当社株式の数：—

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月 日本郵船(株)入社
2009年 4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長
2010年 4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長
2012年 4月 同社常務経営委員
2012年 6月 同社取締役常務経営委員
2013年 4月 同社代表取締役専務経営委員
2019年 4月 同社取締役
2019年 6月 同社アドバイザー（現任）
2019年 6月 富士石油(株)社外監査役（現任）
2019年 6月 (株)村上開明堂社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

カ石晃一氏は、総合海運企業の経営に長年携わっており、その豊富な経験と見識を当社の経営に活かしていただけると判断したことから、社外取締役の候補者といたしました。特に、総合海運企業の経営で得たグローバルな知識と経験を活かして、物流営業部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

候補者番号

7

やまだ

山田

なつこ

夏子

新任

社外

独立役員

[1973年8月6日生] 所有する当社株式の数：一

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1998年10月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入所
 2005年 5月 公認会計士登録
 2005年 5月 山田公認会計士事務所を開設し、現在に至る
 2011年 4月 山田夏子税理士事務所を開設し、現在に至る
 2015年 9月 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会委員（現任）
 2015年12月 静岡県入札監視委員会委員（現任）
 2019年 6月 日本公認会計士協会静岡県会副会長（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山田夏子氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士としての経験と会計・税務に関する専門的な知見のほか、公共団体委員としての豊富な見識を当社の経営に活かしていただけると判断したことから、社外取締役の候補者いたしました。特に、公認会計士・税理士として、また、公共団体委員としての豊富な見識を活かして、管理部門を含む業務執行全般について監督・助言を行うことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 松本伸也、力石晃一および山田夏子の3氏は、社外取締役の候補者であります。
 なお、当社は松本伸也氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 また、当社は力石晃一および山田夏子の両氏が選任された場合、両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。
 3. 松本伸也氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
 力石晃一および山田夏子の両氏が選任された場合、両氏は「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員に就任する予定であります。
 4. 松本伸也氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時点で15年となります。
 5. 責任限定契約について
 当社と松本伸也氏の間では、責任限定契約を締結しております。同氏が再選された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 また、力石晃一および山田夏子の両氏が選任された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告54頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 第3号議案が承認された場合の経営体制 (予定)

当社の経営戦略に照らして必要なスキルは、①企業経営、②事業戦略・M&A、③物流DX、④グローバルビジネス、⑤人事・労務、⑥財務・会計、⑦法務・コンプライアンス・内部統制と考えております。

個々の役員について、知見・経験を有する分野、社外役員に特に期待する分野は下記のとおりであり、各分野に過不足なく適切に配置しております。

○ 知見・経験を有する分野

□ 社外役員に特に期待される分野

氏名	役職	知見・経験を有する分野、社外役員に特に期待される分野							属性	
		企業経営	事業戦略・M&A	物流DX	グローバルビジネス	人事・労務	財務・会計	法務・コンプライアンス・内部統制	ガバナンス委員会	独立役員
大 隅 毅	取締役社長 兼社長執行役員	○	○	○	○				委員	
柏 原 治 樹	取締役副社長 兼副社長執行役員	○	○			○	○	○		
倉 谷 伸 之	取締役 兼常務執行役員	○	○	○						
大 橋 武	取締役 兼常務執行役員	○	○	○						
松 本 伸 也	取締役					○		□	委員長	○
力 石 晃 一	取締役	□			○			○	委員	○
山 田 夏 子	取締役						□	○	委員	○
真 鍋 雅 信	常勤監査役	○	○				○	○		
工 藤 慎 二	監査役				○	○		○		
志々目 昌 史	監査役					○		□		○
川 村 融	監査役	○			□			○		○
吉 田 芳 一	監査役						□	○		○

(注1) 上記は、各氏の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

(注2) 取締役松本伸也、力石晃一および山田夏子の3氏は、社外取締役であります。

(注3) 監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏は、社外監査役であります。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、取締役の報酬額については、2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とすることについてご承認をいただいております。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬である「固定報酬」および「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、下記2. のとおり本制度に係る取締役の報酬の額および内容を定めることについてご承認をお願いするものです。

本議案は、本制度を導入するためのものであり、本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案の内容は、かかる目的達成に資するものであり、本制度において当社が拠出する金銭の上限、対象者に付与されるポイントの上限、対象者に交付される当社株式の総数の上限は、かかる目的に照らして妥当な水準であることから、本議案は相当であると考えております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告②会社の現況（3）会社役員に関する事項②取締役および監査役の報酬等（a）に記載のとおりですが、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その内容を、別紙に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿った取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であり、その観点からも本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

詳細は、下記（2）以降のとおりです

①	本制度の対象者	当社取締役
②	対象期間（下記（２）ご参照。）	本定時株主総会終結日の翌日から2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができる。）
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限（下記（２）ご参照。）	合計金120百万円（ただし、対象期間を延長した場合における当該延長分の対象期間においては、当該延長分の対象期間の事業年度数に金24百万円を乗じた金額）
④	当社株式の取得方法（下記（３）ご参照。）	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限（下記（３）ご参照。）	1事業年度あたり17,000ポイント
⑥	①の対象者に交付される当社株式の総数の上限（下記（３）ご参照。）	17,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（1ポイント当たり当社株式1株で計算。当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は85,000株）。ただし、1ポイント当たりの当社株式数は株式分割・株式併合等が生じた場合には調整される。
⑦	ポイント付与基準（下記（３）ご参照。）	役位等に応じたポイントを付与
⑧	①の対象者に対する当社株式の交付時期（下記（３）ご参照。）	原則として退任後の日

（２）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金120百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴

い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金24百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（3）取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

①取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり17,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、原則として、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。したがって、対象取締役に交付される当社株式の総数の上限は、17,000ポイントに当該期間の事業年度数を乗じた数に相当する株式数（当初の対象期間である5事業年度を対象として対象取締役に対して交付する当社株式の総数の上限は85,000株）となります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任の際に所定の手続きを行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(6) その他

本制度の詳細については、本制度の目的を勘案して定めます。

別紙

取締役の報酬等の内容の決定に関する方針（案）

当社の取締役の報酬は、金銭報酬である固定報酬および業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬と、非金銭報酬である株式報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各役員に応じて設定された額以上の額を報酬から拋出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

金銭報酬に関して、取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。

当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。）、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。

また、株式報酬に関する取扱いについては、年俸規程とは別に、取締役会において株式交付規程を定めるものとします。

社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

1. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

2. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（i）等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（ii）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。

業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

①目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、担当領域の規模・責任や経営への影響度合いに応じて、次の数値としております。

・代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む）・・・・・・親会社株主に帰属する当期純利益

代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む）については、グループ全体の経営に責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績目標の指標としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。

②目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。

③取締役が営業部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、営業部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

3. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けてガバナンス委員会において決定するものとします。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬（固定報酬および業績連動報酬の合計）に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。なお、金銭報酬について、固定報酬は、上記1. のとおり等級別年俸基準額に90%を乗じて決定し、業績連動報酬は、上記2. のとおり等級別年俸基準額に10%を乗じた額に支給係数を乗じて決定します。

5. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

6. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成につきましては、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員長を社外取締役とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2019年6月27日開催の当社第172期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2022年5月23日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部変更したうえで更新すること（以下「本更新」といいます。）を決議いたしました。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本更新に際しては、①本プランの対象となる「買付等」の定義、②本プランの発動に際して株主意思を確認する場合、および③本プランの発動に際して割り当てる新株予約権などに関し、適宜見直しを行っております。

記

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、（ア）物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、（イ）物流事業に

における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ)健全な財務体質、(エ)専門性を有する人材の育成と確保、(オ)取引先との信頼関係、および(カ)創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得を行う旨の具体的な提案を受けている事実はありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

(2) 本プランの発動に係る手続き

①対象となる買付等

本プランは、以下の (a) もしくは (b) に該当する当社株券等の買付その他の取得、(c) に該当する当社株券等に関する行為、またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (c) 上記 (a) または (b) に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i) 当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者（注9）もしくは特別関係者（以下、本 (c) において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本 (c) において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取

得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立するあらゆる行為（注11）であって、（ii）当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間に、買付等を行ってはならないものとします。

②意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言（条件または留保等が付されていないものとします。）等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名押印のなされたもの）および当該署名または押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記③に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

③買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の書式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、独立委員会規則の概要（注12）、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会および独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

(a) 買付者等およびそのグループ会社（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注13）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、事業内容、資本構成、財務内容、経営

成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の取引の経験およびその結果等を含みます。) (注14)

- (b) 買付等の目的、方法および内容 (買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。)
 - (c) 買付等の対価の価額およびその算定根拠
 - (d) 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - (e) 買付等の資金の裏付け (資金の提供者 (実質的提供者を含みます。)) の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
 - (f) 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無またはその内容
 - (g) 買付等の後の当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - (h) 当社の株主の皆様 (買付者等を除きます。)、お客様、取引先、当社の従業員その他当社に係る利害関係者に対する対応方針
 - (i) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - (j) 反社会的勢力との関係に関する情報
 - (k) その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報
- ④買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- (a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および当社取締役会または独立委員会が追加的に提出を求めた情報 (もしあれば) が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限 (以下「取締役会検討期間」といいます。)) を定めたくえ (原則として60日を上限とします。))、買付者等の買付等の内容に対する意見 (留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。))、その根拠資料、代替案 (もしあれば) その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

- (b) 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および (上記 (a) に従い) 当社取締役会から情報等 (追加的に提供を要求したものも含みます。)) を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います (以下、かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。))。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・

アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には、30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

⑤独立委員会による勧告等の手続き

独立委員会は、上記の手続きを踏まえ、買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等と情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対し、新株予約権（その主な内容は下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際し、事前または事後に、当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、（ア）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または（イ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合のいずれかに該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日前までは本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記⑦に基づき株主意思確認総会を開催した場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。

⑦株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(ア) 上記⑤に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際し株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(イ) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、取締役の善管注意義務に照らし、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

⑧情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用法令または(株)東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実ならびに独立委員会検討期間の延長が行われた事実または延長の期間・理由を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続き」⑤に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由1

本プランに定められた手続きに従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

①下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれの

ある買付等である場合

- (a) 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の重要な資産等を廉価に取得する等当社および当社グループ会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c) 当社および当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社および当社グループ会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ③買付等の対価その他の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性または買付等の後における当社の他の株主の皆様等の利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
- ④当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠なお客様、取引先、当社の従業員等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

（4）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

①本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

②割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

③本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とし

ます。

⑤本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として1ヵ月間から6ヵ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦本新株予約権の行使条件

（ア）特定大量保有者（注15）、（イ）特定大量保有者の共同保有者、（ウ）特定大量買付者（注16）、（エ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（オ）上記（ア）ないし（エ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または（カ）上記（ア）ないし（オ）に該当する者の関連者（注17）（以下、（ア）ないし（カ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として下記⑨（b）のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨当社による本新株予約権の取得

（a）当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

（b）当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約

権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、当社は、非適格者から金銭を対価として本新株予約権を取得することは予定しておりません。

- (c) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているもの(注18)を対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

⑩合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑪新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

⑫その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続き

本更新にあたっては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項について決定する権限を当社取締役会に委任することについて、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、(株)東京証券取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様にも利益を与えない場合等、本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランの廃止、修正または変更がなされた場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(8) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において

同じとします。

(注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形式や、当該株券等取得者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響などを基礎として行うものとしします。

(注11) 本文（c）所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとしします。なお、当社取締役会は、本文（c）所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(注12) 「独立委員会規則」の概要は、以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ア）当社社外取締役、（イ）当社社外監査役、または（ウ）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本プランの有効期間満了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施、本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、本新株予約権の無償割当ての実施その他買付者等の買付等に関する株主意思の確認、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、株主意思確認総会を開催した場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注13) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

- (注14) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について（a）に準じた情報を含みます。
- (注15) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注16) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注17) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注18) ただし、一定の場合には、非適格者による当該新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。例えば、（x）買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、（y）買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する当該新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合は、買付者等その他の非適格者は、その保有する当該新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内に限り行使することができることが定められることなどがあります。

以上

独立委員会委員略歴

本プランの更新が本総会にて承認された後の独立委員会委員は、以下の5名であります。

松本 伸也 (まつもと しんや)

【略 歴】

1959年生

1987年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会所属)

1987年 4月 丸の内総合法律事務所入所

1996年 7月 丸の内総合法律事務所パートナー

2001年 6月 (株)インプレス (現・(株)インプレスホールディングス) 社外監査役 (現任)

2005年 9月 ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人監督役員

2007年 6月 当社取締役 (現任)

2011年10月 丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士 (現任)

2013年 6月 大平洋金属(株)社外取締役 (現任)

※松本伸也氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において再選された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、松本伸也氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

カ石 晃一（ちからいし こういち）

【略 歴】

1957年生

1980年 4月 日本郵船(株)入社

2009年 4月 同社経営委員兼製紙原料グループ長

2010年 4月 同社経営委員兼パナマックスフリートマネジメントグループ長

2012年 4月 同社常務経営委員

2012年 6月 同社取締役常務経営委員

2013年 4月 同社代表取締役専務経営委員

2019年 4月 同社取締役

2019年 6月 同社アドバイザー（現任）

2019年 6月 富士石油(株)社外監査役（現任）

2019年 6月 (株)村上開明堂社外取締役（現任）

※カ石晃一氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、カ石晃一氏が本総会において選任された場合、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。

山田 夏子 (やまだ なつこ)

【略 歴】

1973年生

1998年10月 監査法人トーマツ (現・有限責任監査法人トーマツ) 入所

2005年 5月 公認会計士登録

2005年 5月 山田公認会計士事務所を開設し、現在に至る

2011年 4月 山田夏子税理士事務所を開設し、現在に至る

2015年 9月 地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会委員 (現任)

2015年12月 静岡県入札監視委員会委員 (現任)

2019年 6月 日本公認会計士協会静岡県会副会長 (現任)

※山田夏子氏は、社外取締役の候補者であり、本総会において選任された場合には、社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、山田夏子氏が本総会において選任された場合、同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する旨を、同取引所に届け出ております。

志々目 昌史 (ししめ まさし)

【略 歴】

1955年生

1986年 4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属)

1986年 4月 加嶋法律事務所入所

1997年10月 志々目法律事務所を開設し、現在に至る

2006年 6月 (株)横河ブリッジ (現・(株)横河ブリッジホールディングス) 社外監査役 (現任)

2011年 6月 当社監査役 (現任)

2019年 6月 東海運(株)社外監査役 (現任)

※志々目昌史氏は、社外監査役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、志々目昌史氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。

吉田 芳一（よしだ よしいち）

【略 歴】

1955年生

1974年 4月 仙台国税局入局

2015年 7月 東京国税局調査第四部長

2016年 7月 東京国税局退局

2016年 8月 吉田芳一税理士事務所を開設し、現在に至る

2019年 2月 (株)シー・エス・ランバー社外監査役（現任）

2020年 6月 当社監査役（現任）

2021年 3月 伊勢化学工業(株)社外監査役（現任）

※吉田芳一氏は、社外監査役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係または取引関係はありません。

当社は、吉田芳一氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりま
す。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続いたものの、ワクチン接種の促進等により、社会経済活動が正常化に向かうなかで、個人消費、企業の生産活動や設備投資に持ち直しの動きがみられました。一方で、一部製造部品の供給不足や原材料価格の上昇等の景気下振れ要因があり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

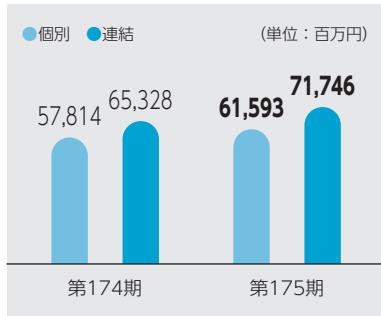
このような経済情勢にあって、物流業界では、輸出入貨物や国内貨物の動きが鈍化したほか、燃油費等のコスト上昇が継続し、不動産業界では、都市部におけるオフィスビルの空室率が上昇傾向で推移し、賃料相場も下落するなど、いずれも厳しい状況が続きました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、2021年5月11日に発表した当期を初年度とする3カ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」で掲げた事業戦略に基づき、物流事業においては、競争力のある物流サービスの提供や業域の拡大に向けて、国内外の拠点における新規営業活動に努めたほか、先進的な荷役機器を導入する等、業務の効率化を一層推進し、採算性の向上に努めてまいりました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的な保守および改良工事を実施し、安定的な収益基盤の維持強化に努めました。

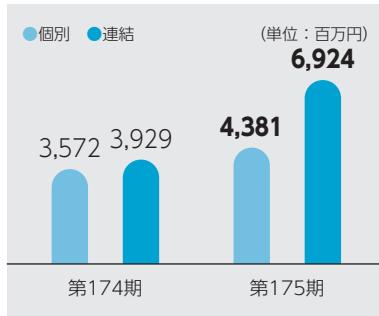
この結果、当連結会計年度の営業収益は、不動産事業で、一部賃貸スペースの解約等による減少はあったものの、物流事業で、倉庫、港湾運送、陸上運送および国際輸送の各業務で取扱いが増加したことに加えて、海上・航空運賃単価が上昇したほか、中国の現地法人を連結対象としたことにより、前期比64億1千7百万円(9.8%)増の717億4千6百万円となり、営業利益は、同8億8千9百万円(24.5%)増の45億1千6百万円、経常利益は、持分法による投資利益の増加や為替差損益の改善もあり、同29億9千5百万円(76.2%)増の69億2千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に発生した投資有価証券売却益の解消や、一部資産の減損損失を計上したものの、同25億7百万円(91.1%)増の52億5千7百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は615億9千3百万円(前期比6.5%増)、営業利益は40億1千6百万円(同21.5%増)、経常利益は43億8千1百万円(同22.6%増)、当期純利益は30億8百万円(同16.6%増)となりました。

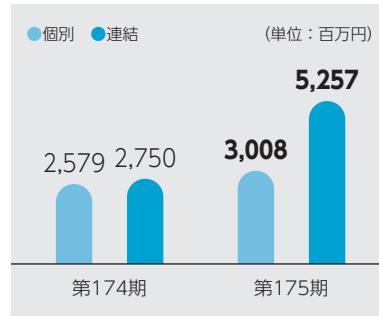
営業収益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益

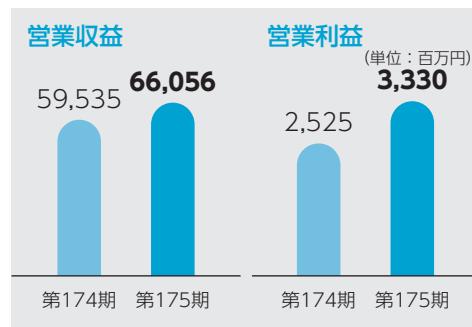


※ 個別の数字は、当期純利益を記載しています。

当社グループのセグメントの概況は、次のとおりでございます。

物流事業

営業収益	66,056百万円	(前期比 11.0%増)
営業費用	62,726百万円	(前期比 10.0%増)
営業利益	3,330百万円	(前期比 31.9%増)



《倉庫業務》寄託を受けた貨物の倉庫保管、庫入・庫出作業および付帯業務

営業収益 15,838百万円 (前期営業収益 15,675百万円 前期比 1.0%増)

飲料や新規に取扱いを開始した輸入雑貨等の入出庫、流通加工業務が好調に推移。

《港湾運送業務》港湾における船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、上屋保管およびこれらに伴う荷捌業務

営業収益 6,681百万円 (前期営業収益 5,954百万円 前期比 12.2%増)

船内荷役業務や自動車部品関連等の荷捌業務の取扱いが増加したほか、輸出沿岸荷役業務が好調に推移。

《陸上運送業務》国内における貨物自動車運送業務および付帯業務

営業収益 31,582百万円 (前期営業収益 30,682百万円 前期比 2.9%増)

飲料や非鉄金属製品等の輸配送業務に加えて、引越業務やフェリー輸送業務が増加。

《国際輸送業務》国際一貫輸送業務、国際航空貨物運送業務および付帯業務

営業収益 9,643百万円 (前期営業収益 5,065百万円 前期比 90.4%増)

輸出入航空貨物、輸出入海上貨物、香港やベトナムの海外現地法人の取扱いが増加、中国の現地法人を連結対象としたことや、海上・航空運賃単価が上昇。

《その他の物流業務》

営業収益 2,311百万円 (前期営業収益 2,157百万円 前期比 7.1%増)

中部地区や大阪地区等で前期中に物流施設賃貸業務を開始。

不動産事業 オフィスビル等の賃貸および不動産管理等の業務

営業収益 5,838百万円 (前期比 2.5%減)

一部賃貸スペースの解約により不動産賃貸収入が減少したほか、空調使用料等の不動産付帯収入が減少したものの、賃貸ビルの補修工事費等が減少。

営業費用 2,811百万円 (前期比 6.6%減)

営業利益 3,026百万円 (前期比 1.5%増)

営業収益

5,991 5,838



第174期 第175期

営業利益

(単位：百万円)

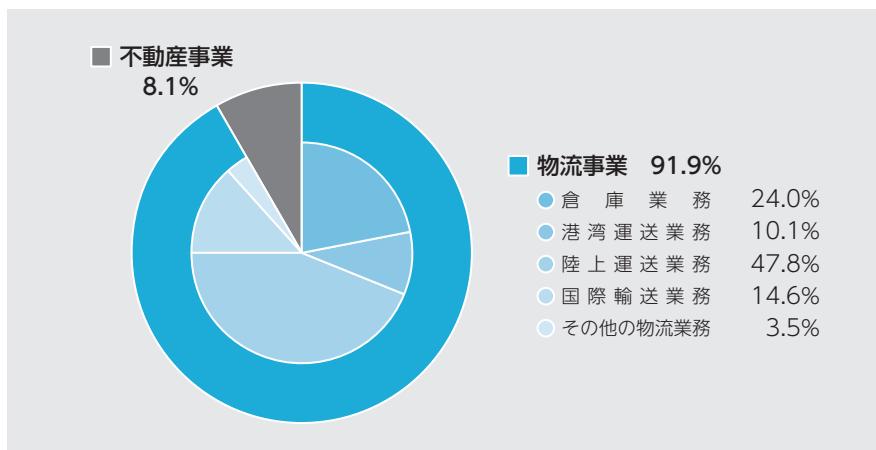
2,981 3,026



第174期 第175期

(注) 「セグメント間の内部営業収益又は振替高」は△148百万円です。

営業収益のセグメント別構成比



(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第172期 (2019年3月期)	第173期 (2020年3月期)	第174期 (2021年3月期)	第175期 (2022年3月期) 当連結会計年度
営業収益	(百万円)	64,604	66,831	65,328	71,746
経常利益	(百万円)	3,996	4,174	3,929	6,924
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,272	2,816	2,750	5,257
1株当たり当期純利益	(円)	149.44	185.24	180.90	345.79
総資産	(百万円)	98,099	98,994	104,397	108,991
純資産	(百万円)	43,319	44,512	48,251	53,655

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第172期 (2019年3月期)	第173期 (2020年3月期)	第174期 (2021年3月期)	第175期 (2022年3月期) 当事業年度
営業収益	(百万円)	56,100	58,367	57,814	61,593
経常利益	(百万円)	3,605	3,871	3,572	4,381
当期純利益	(百万円)	2,111	2,661	2,579	3,008
1株当たり当期純利益	(円)	138.87	175.02	169.68	197.89
総資産	(百万円)	89,709	90,677	96,276	97,528
純資産	(百万円)	40,854	41,938	45,647	48,189

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、原材料価格の上昇継続や金融資本市場の変動、ウクライナ情勢等が懸念され、新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、世界経済の改善や各種政策の効果を背景に、景気は持ち直していくことが期待されます。

このような事業環境のもと、当社グループは、2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、2021年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」を策定し、2023年度において、連結営業収益730億円、連結営業利益45億円、連結経常利益47億円を達成することを目標に掲げました。この目標を達成すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 強みの明確化と競争力強化
- ② 採算性の向上
- ③ 業域の拡大、アウトソーシングサービスの布石を打つ
- ④ 不動産事業ポートフォリオの充実
- ⑤ ESGへの取組みの進化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させてまいります。加えて、サステナビリティ推進基本方針を策定し、以下の6項目をマテリアリティ（重要課題）と決めました。

- a 地球温暖化の防止
- b 循環経済への転換
- c 安全・安心の実現
- d イノベーションの活用
- e 人権の尊重
- f 共存共栄の追求

当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

引き続き、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8億6千5百万円（支払いベース）であります。
- ② 当連結会計年度におきましては、特筆すべき設備投資、重要な設備の除却または売却はありません。

(5) 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は当連結会計年度に、運転資金として、2021年6月に期日が到来したシンジケートローン60億円の返済に対応するため、新たにシンジケートローン50億円を組成したほか、設備資金として、2022年3月に横浜市より長期借入金18億円の融資を受けております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	主要な営業拠点
澁澤陸運(株)	東京都江東区	80百万円	100.0%	貨物自動車運送業 倉庫業	東京、神奈川、千葉、 埼玉、群馬、愛知、福井、 滋賀、大阪、兵庫、山口
大宮通運(株)	埼玉県さいたま市	45	79.7	貨物自動車運送業 倉庫業	埼玉
日正運輸(株)	東京都江東区	100	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道、新潟、東京、 大阪、兵庫、福岡、宮崎
北海澁澤物流(株)	北海道札幌市	90	100.0	貨物自動車運送業 倉庫業	北海道
澁澤(香港)有限公司	香港	10百万HK\$	100.0	輸出入貨物の取扱事業 倉庫業	香港

(注) 1. 大宮通運(株)における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。

2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計8社であります。

3. 2021年4月1日付で澁澤物流(上海)有限公司を当社の連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都江東区	横浜支店	神奈川県横浜市
広域営業部	東京都江東区	中部支店	愛知県小牧市
営業開発部	東京都江東区	大阪支店	大阪府大阪市
国際営業部	東京都江東区	神戸支店	兵庫県神戸市
引越営業支店	東京都江戸川区	中国・九州支店	福岡県糟屋郡
東京支店	東京都江東区	不動産部	東京都江東区

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流事業	1,109名 (74名)	45名増 (2名減)
不動産事業	27名 (一名)	1名減 (一名)
計	1,136名 (74名)	44名増 (2名減)
全社 (共通)	60名 (一名)	6名増 (一名)
合計	1,196名 (74名)	50名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
511名 (15名)	10名増 (9名減)	43歳1ヵ月	17年1ヵ月

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	12,000百万円
(株)みずほ銀行	3,444
(株)埼玉りそな銀行	2,355
横浜市	1,800
(株)日本政策投資銀行	1,762
農林中央金庫	1,053
三井住友信託銀行(株)	860
(株)三菱UFJ銀行	528

(注) シンジケートローンは、(株)みずほ銀行を主幹事とするその他26行によるものであります。

2 会社の現況

(1) 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数	48,000,000株
②発行済株式の総数	15,217,747株 (自己株式13,097株を含む)
③単元株式数	100株
④株主数	2,713名
⑤大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
(株)パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,448,200株	9.5%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,339,700	8.8
東京海上日動火災保険(株)	868,000	5.7
清水建設(株)	749,800	4.9
みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	749,600	4.9
トーア再保険(株)	652,000	4.3
中央日本土地建物(株)	528,100	3.5
(学)帝京大学	422,600	2.8
(株)埼玉りそな銀行	400,000	2.6
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	369,800	2.4

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (13,097株) を控除して計算しております。

2. 中央不動産(株)は、2021年4月1日付で日本土地建物(株)と合併し、中央日本土地建物(株)に商号変更しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長 兼社長執行役員	大隅 毅	物流営業部門管掌
※ 取締役副社長 兼副社長執行役員	柏原治樹	管理部門管掌、ガバナンス関連事項・コンプライアンス・内部統制担当
※ 取締役 兼常務執行役員	倉谷伸之	不動産営業部門管掌、物流営業部門副担当
取締役 兼常務執行役員	大橋 武	物流営業部門管掌役員補佐、営業開発部長
取締役	松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士 (株)インプレスホールディングス 社外監査役 大平洋金属(株) 社外取締役
取締役	坪井鈴兒	
常勤監査役	真鍋雅信	
監査役	工藤慎二	
監査役	志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士 (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 東海運(株) 社外監査役
監査役	川村 融	
監査役	吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士 (株)シー・エス・ランパー 社外監査役 伊勢化学工業(株) 社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。
2. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏は、社外監査役であります。
なお、当社は監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役松本伸也および坪井鈴兒の両氏ならびに監査役志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
6. 2021年6月25日開催の第174期定時株主総会において、取締役大橋武氏は新たに取締役に、監査役工藤慎二氏は新たに監査役に、それぞれ選任され、就任いたしました。

7. 2021年6月25日開催の第174期定時株主総会終結の時をもって、今井恵一氏は任期満了により取締役を退任し、川上芳夫氏は、辞任により監査役を退任いたしました。
8. 2022年4月1日付で、取締役の担当に一部変更があり、以下のとおりとなりました。

氏名	異動後	異動前
大橋 武	物流営業部門管掌役員補佐 営業開発部長兼イノベーション推進室長	物流営業部門管掌役員補佐 営業開発部長

(ご参考)

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。

(2022年4月1日現在)

会社における地位	氏名	担当
常務執行役員	大橋弘幸	不動産営業部門副担当
上級執行役員	星 正俊	経理部長
上級執行役員	石井啓志	横浜支店長
上級執行役員	高橋伸一	物流営業部門管掌役員補佐 国際営業部・海外事業担当
上級執行役員	平川仁司	大阪支店長
上級執行役員	大宮栄一	広域営業部長
上級執行役員	浅原邦康	総合企画部長兼サステナビリティ推進室長
執行役員	門澤秀樹	営業管理部長
執行役員	菅野康弘	人事部長
執行役員	青野宣昭	情報システム部長
執行役員	佐瀬正文	物流営業部門管掌役員補佐 中国事業担当
執行役員	鈴木保志	東京支店長
執行役員	旗 浩志	総務部長
執行役員	石井浩昭	日正運輸㈱代表取締役社長

②取締役および監査役の報酬等

(a) 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬等の決定方針を決議しており、取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、いずれも金銭報酬である固定報酬と業績目標の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。また、中長期的な業績と連動させるため、各役員に応じて設定された額以上の額を報酬から拠出のうえ、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。取締役の個人別の報酬等

の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定しております。当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。）、専務執行役員、常務執行役員および上級執行役員の報酬に年俸制を適用しており、その取扱基準を定めた年俸規程を制定しております。この年俸は、固定報酬である基本報酬と業績連動報酬に区分しており、基本報酬と業績連動報酬のいずれについても、各役員の役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定します。また、社外取締役の報酬については、固定報酬のみとし、その額は、前年の実績や同規模企業等の世間水準等を総合的に勘案し、ガバナンス委員会において決定しております。

i. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、上記等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、（ア）上記等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、（イ）年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

（i）目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、担当領域の規模・責任や経営への影響度合いに応じて、次の数値としております。

・代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む） ……親会社株主に帰属する当期純利益

代表取締役および取締役（執行役員兼務を含む）については、グループ全体の経営に責任を持つことから、親会社株主に帰属する当期純利益を業績目標の指標としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。

（ii）目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。

（iii）取締役が営業部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、営業部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、5月開催のガバナンス委員会において同年7月から翌年6月までの額を決定し、その12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、翌事業年度の5月開催のガバナンス委員会において額を決定し、その翌月に支給します。

iv. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記 i. ii. の方針に基づき、個人別の報酬等の額を決定する権限を持ちます。透明性・公平性を確保するため、委員の過半数および委員長を社外取締役としております。

委員長：松本伸也社外取締役

委員：坪井鈴兒社外取締役、大隅毅代表取締役社長（物流営業部門管掌）

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	148百万円 (12百万円)	135百万円 (12百万円)	13百万円 (―)	― (―)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	40 (16)	40 (16)	― (―)	― (―)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	188 (29)	175 (29)	13百万円 (―)	― (―)	13 (5)

(注) 対象となる役員の員数および報酬等の総額には、2021年6月25日開催の第174期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分および監査役1名分が含まれています。

(c) 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由ならびにその額の算定方法は上記

(a) ii. に記載のとおりであり、当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。かかる指標の実績値は4,828百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率（特殊要素を加減後）は、105.8%でありました。

(d) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名、監査役の員数は5名です。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち固定報酬については、取締役会の委任を受け、昨年5月開催のガバナンス委員会において決定しております。また、業績連動報酬につきましても、取締役会の委任を受け、本年5月開催のガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記(a)iv.に記載のとおりです。

(f) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記(a)の方針に沿うものであると判断した理由

上記(e)に記載のとおり、固定報酬および業績連動報酬については上記(a)の方針に基づいてガバナンス委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記(a)の方針に沿うものであると判断しております。

③社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位および氏名	重要な兼職先および地位	重要な兼職先と当社との関係
取締役 松本伸也	丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士	特別の関係はありません。
	(株)インプレスホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	大平洋金属(株) 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役 志々目昌史	志々目法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
	(株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役	特別の関係はありません。
	東海運(株) 社外監査役	特別の関係はありません。
監査役 吉田芳一	吉田芳一税理士事務所 税理士	特別の関係はありません。
	(株)シー・エス・ランバー 社外監査役	特別の関係はありません。
	伊勢化学工業(株) 社外監査役	特別の関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

会社における地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 松本伸也	当事業年度開催の取締役会19回のうち15回（78.9％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任された役員報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定過程における監督機能を主導しております。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
取締役 坪井鈴兒	当事業年度開催の取締役会19回のうち12回（63.2％）に出席しております。主に、物流業界における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任された役員報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の役員候補者の選定過程における監督機能を担っております。特に物流会社の経営で得た知識と経験を活かして、物流営業部門を含む業務全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。
会社における地位および氏名	出席状況および発言状況
監査役 志々目昌史	当事業年度開催の取締役会19回すべて（100％）に、監査役会14回すべて（100％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム、コンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 川村 融	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回（94.7％）に、監査役会14回のうち13回（92.9％）に出席しております。主に、金融関係の知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システム、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 吉田芳一	当事業年度開催の取締役会19回すべて（100％）に、監査役会14回すべて（100％）に出席しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(c) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

i. 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

ii. 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

④役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者（以下「役員等」という。）であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が10%を負担しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の概要

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

3 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2021年6月25日および2022年3月30日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制）を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員およびその業務に従事する者でコンプライアンス委員会が必要と判断した者（以下「役職員等」という。）が遵守すべき規範として、創業者の精神とグループミッションに基づき、「行動規範」を制定するとともに、コンプライアンス委員会（委員長：取締役社長）を設置し、コンプライアンスへの取組みを強化しており、今後もすべての事業活動において企業の社会的責任を全うすべく取り組んでいきます。

コンプライアンス委員会は、定期的に会議を開催し、問題点の検討と解決策の討議を行うほか、次の活動を行います。

- (a) 「行動規範」の管理と改訂の立案
- (b) 役職員等のコンプライアンス意識の調査と意識向上のための活動
- (c) 法令等の遵守と倫理に関する教育訓練計画の立案・実施
- (d) 法令等の遵守と倫理に関する情報の収集およびリスクの想定
- (e) 問題発生が予想される場合の関係者との協力による未然防止
- (f) 法的、倫理的緊急事態発生時の被害軽減措置と再発防止策の立案
- (g) 活動状況、決議事項および問題点の経営執行会議および取締役会への報告

法令等の遵守に関する相談や問題の通報を受け付ける窓口として、社内および社外に「ヘルプライン」を設置し、公益通報者保護法に対応いたします。

内部監査の担当部所として内部監査室を設置しており、当社グループの内部監査を実施し、当社グループに重大な影響を与えると判断する事項について、賞罰委員会、コンプライアンス委員会に報告いたします。

企業経営および日常業務に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法令および定款に適合することを確保するため必要に応じてアドバイスを受けます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書規程」および「文書取扱要領」に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書で記録し、保存および管理します。取締役および監査役は、常時、これを閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務・法務・環境・品質等に関するリスクについては、それぞれ当社グループの対応部所において必要に応じて、社内規程・業務マニュアル・顧客対応マニュアル等を作成・配布し、研修を行います。

災害等に関するリスクについては、「危機管理計画書」に基づき、取締役社長を本部長とする危機管理対策本部が中心となって、平時には防災対策を実施し、発災後は事業の早期復旧を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムにより取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- (a) 「職務権限・責任規程」、「決裁手続規程」による重要事項の具体的判断基準の明確化
- (b) 取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員および監査役（社外監査役を除く）を構成員とする経営執行会議による重要事項の審議
- (c) 当社グループの中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標の明確化
- (d) 経営執行会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- (e) 執行役員制度の導入による、取締役会の運営の効率化、意思決定の充実化、監督機能の強化

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の職員に監査役監査に関して必要な事項を指示することができます。

なお、これ以外の補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、その要請に基づき、協議のうえ対応します。

⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の指示を受けた職員の人事異動については、監査役の意見を尊重します。

監査役より指示を受けた職員は、その指示に関して、取締役および所属長等の指揮命令を受けないものとします。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および職員において、次に定める事項を速やかに当社の監査役に報告するよう取り決め、これを実施します。

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (b) 毎月の経営状況に関する事項
- (c) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (d) 重大な法令違反・定款違反
- (e) ヘルプラインによる通報状況および内容
- (f) その他取締役および職員が重要と判断した事項

なお、当社の監査役へ報告を行った取締役および職員が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止します。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な会議に参加し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の状況、監査上の重要課題について意見交換し、併せて必要と判断される要請を行います。

監査役は、内部監査部門および会計監査人と、監査計画の策定および実施等において、定期的な打合せを行い、効率的な職務遂行をはかります。

なお、監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について、当社に請求を行った場合は、監査役の職務の執行に必要なと明らかに認める場合を除き、これを支払うものとしします。

⑨当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社と当社子会社は、経営管理に関する協定を結び、業務の適正確保をはかります。
- (b) 当社の取締役（社外取締役を除く）、上級執行役員以上の執行役員、監査役（社外監査役を除く）および連結子会社の取締役社長（海外を除く）は、連結経営会議を年2回開催し、経営の相乗効果を追求するために協議します。
- (c) 当社子会社の取締役社長（ただし、海外子会社は上級執行役員物流営業部門管掌役員補佐もしくは国際営業部長）は、関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について定期的に報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (d) 海外現地法人代表者、海外駐在員事務所長は、海外関係会社報告会において、当社の取締役（社外取締役を除く）および監査役（社外監査役を除く）に対し、業況について年2回報告するとともに、当面の課題について協議します。
- (e) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、関連規程等の整備をはかるとともに適切に報告する体制を整備し、その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価をする仕組みを構築します。
- (f) 当社グループの監査役は、定期的に協議を行い、業務の適正化を確保するため、連携をはかっております。
- (g) 当社グループは、共通の会計管理システムを導入し、業務の効率化をはかっております。

⑩反社会的勢力に対する対応方針

- (a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を遮断します。また、それらの活動を助長するようなことも行いません。

- (b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

役職員等が遵法的、健全かつ倫理的な態度と行動をとるために遵守すべき事項を明示した「行動規範」において、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断する旨を定めています。また、総務部を担当部所として、警察および公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などの関係諸団体に加盟し、緊密に連

携をとるとともに、当社グループ全体の横断的な組織として「渉外委員会」を設置しています。さらに、「反社会的勢力対応要領」、「渉外対応マニュアル」によって、迅速かつ組織的に対応できる体制を整備しています。

当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を適宜開催し、問題点の検討と解決策の討議を行い、重要事項を取締役に報告いたしました。
- ・取締役会等の議事録、決裁書等その他業務執行に関する文書について、「文書規程」および「文書取扱要領」に基づいて保存および管理しております。また、取締役および監査役が、当該文書を必要に応じて閲覧できるようにしております。
- ・社内規程により重要事項の具体的決裁権限を明確化しており、経営執行会議において重要事項を先議し、取締役会において効率的な意思決定をはかっております。また、当社グループの中期経営計画については、取締役会において目標を明確に定め、経営執行会議および取締役会において、月次業績のレビューを実施しております。
- ・監査役は、当社グループの役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席して意見を述べております。また、監査役は、内部監査部門および会計監査人と連携しながら定期的に会議を開催し、効果的な職務遂行をはかっております。監査役は、監査計画に基づき適切に監査を実施いたしました。
- ・連結経営会議、関係会社報告会、海外関係会社報告会を定期的に開催し、当社グループの業況の確認と当面の課題について協議しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2021年6月25日および2022年3月30日開催の取締役会において「株式会社の支配に関する基本方針」を下記のとおり一部改訂することを決議しました。

なお、下線は改訂した部分を示しております。

①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア) 物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ) 物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ) 健全な財務体質、(エ) 専門性を有する人材の育成と確保、(オ) 取引先との信頼関係、および(カ) 創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

(a) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、3カ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」を2021年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。また、「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2023」では、(ア) 強みの明確化と競争力強化、(イ) 採算性の向上、(ウ) 業域の拡大、アウトソーシングサービスの布石を打つ、(エ) 不動産事業ポートフォリオの充実、(オ) ESGへの取組みの進化からなる事業戦略を掲げ、これらの実現に取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、

その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア) 資本政策の基本的な方針、(イ) 政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ) 企業年金の積立金の運用、(エ) サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ) 役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続き、(カ) 社外役員の独立性判断基準、(キ) 株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。また、複数の社外取締役および複数の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2019年5月23日開催の取締役会および同年6月27日開催の当社第172期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、そのため、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化に努めております。配当については、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。配当性向については、特殊要因を除く親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安として、利益還元を努めてまいります。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大をはかってまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による旨を当社定款に定めております。

なお、今期中間配当につきましては、取締役会において決議しており、同期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議することとしております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	37,094
現金及び預金	18,232
受取手形及び取引先未収金	12,977
有価証券	3,000
立替金	2,166
その他	728
貸倒引当金	△10
固定資産	71,868
有形固定資産	(49,635)
建物及び構築物	29,566
機械装置及び運搬具	1,180
土地	17,752
リース資産	422
建設仮勘定	427
その他	286
無形固定資産	(1,083)
借地権	518
ソフトウェア	492
ソフトウェア仮勘定	13
その他	59
投資その他の資産	(21,149)
投資有価証券	19,179
長期貸付金	280
差入保証金	1,409
繰延税金資産	100
その他	211
貸倒引当金	△31
繰延資産	28
社債発行費	28
資産合計	108,991

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,740
支払手形及び営業未払金	6,087
短期借入金	5,745
リース債務	110
未払法人税等	932
預り金	102
賞与引当金	705
その他	2,058
固定負債	39,595
社債	10,000
長期借入金	20,140
リース債務	319
長期預り金	5,634
繰延税金負債	1,187
退職給付に係る負債	2,314
負債合計	55,336
純資産の部	
株主資本	48,518
資本金	7,847
資本剰余金	6,391
利益剰余金	34,304
自己株式	△24
その他の包括利益累計額	4,815
その他有価証券評価差額金	5,074
為替換算調整勘定	△258
退職給付に係る調整累計額	△1
非支配株主持分	320
純資産合計	53,655
負債及び純資産合計	108,991

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		71,746
営業原価		63,793
営業総利益		7,953
販売費及び一般管理費		3,437
営業利益		4,516
営業外収益		
受取利息及び配当金	416	
持分法による投資利益	2,011	
その他	208	2,636
営業外費用		
支払利息	145	
その他	82	227
経常利益		6,924
特別利益		
	—	—
特別損失		
減損損失	128	128
税金等調整前当期純利益		6,796
法人税、住民税及び事業税	1,492	
法人税等調整額	27	1,519
当期純利益		5,276
非支配株主に帰属する当期純利益		18
親会社株主に帰属する当期純利益		5,257

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	29,530
現金及び預金	12,538
受取手形	1,485
取引先未収金	9,873
有価証券	3,000
貯蔵品	13
立替金	2,105
前払費用	477
その他	36
貸倒引当金	△0
固定資産	67,968
有形固定資産	(45,634)
建物	27,994
構築物	490
機械装置	292
車両運搬具	16
器具備品	255
土地	16,095
リース資産	67
建設仮勘定	424
無形固定資産	(1,041)
借地権	518
施設利用権	44
ソフトウェア	478
投資その他の資産	(21,292)
投資有価証券	13,673
関係会社株式	5,290
出資金	0
関係会社出資金	117
長期貸付金	810
差入保証金	1,294
長期前払費用	47
その他	81
貸倒引当金	△23
繰延資産	28
社債発行費	28
資産合計	97,528

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,938
営業未払金	5,299
短期借入金	2,700
リース債務	21
未払金	290
未払費用	192
未払法人税等	840
前受金	879
預り金	41
賞与引当金	530
その他	142
固定負債	38,399
社債	10,000
長期借入金	19,450
リース債務	52
長期預り金	5,571
退職給付引当金	1,998
繰延税金負債	1,327
負債合計	49,338
純資産の部	
株主資本	43,245
資本金	7,847
資本剰余金	5,660
資本準備金	5,660
利益剰余金	29,761
その他利益剰余金	29,761
圧縮記帳積立金	872
別途積立金	10,000
繰越利益剰余金	18,888
自己株式	△24
評価・換算差額等	4,943
その他有価証券評価差額金	4,943
純資産合計	48,189
負債及び純資産合計	97,528

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
	内訳	合計
営業収益		
保管料	8,112	
荷役料	7,059	
荷捌料	13,395	
陸上運送料	25,744	
物流施設賃貸料	1,829	
不動産賃貸料	5,344	
その他	105	
		61,593
営業原価		
作業費	39,818	
賃借料	3,386	
人件費	2,378	
減価償却費	2,276	
その他	6,723	
		54,582
営業総利益		7,010
販売費及び一般管理費		2,994
営業利益		4,016
営業外収益		
受取利息及び配当金	406	
その他	123	
		530
営業外費用		
支払利息	100	
その他	63	
		164
経常利益		4,381
特別利益		
	—	—
特別損失		
減損損失	17	
		17
税引前当期純利益		4,364
法人税、住民税及び事業税	1,340	
法人税等調整額	15	
		1,355
当期純利益		3,008

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄 和也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上林 礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

澁澤倉庫株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 北澄 和也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 礼子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第175期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、協議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役 真 鍋 雅 信 ㊟

監 査 役 工 藤 慎 二 ㊟

監 査 役 志々目 昌 史 ㊟

監 査 役 川 村 融 ㊟

監 査 役 吉 田 芳 一 ㊟

(注) 監査役志々目昌史、川村融および吉田芳一の3氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
東京証券会館 8階ホール

交通

東京メトロ	東西線・日比谷線	茅場町駅（8番出口直結）
東京メトロ	銀座線	日本橋駅（B10出口より徒歩約6分）
都営地下鉄	浅草線	日本橋駅（D2出口より徒歩約4分）



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。